

(会費)

第9条 特に徴収しない。

(事業年度)

第10条 この団体の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日とする。

(会則の変更)

第11条 この会則は、構成員の話し合いにより変更することができる。

(設立年月日)

第12条 この団体の設立年月日は令和4年10月1日とする。

(規約施行日)

第13条 この会則は、令和4年10月1日から施行する。

(附則)

2022.11.03 事務所所在地変更

2022.11.10 事務所所在地変更

2023.02.04 事務所所在地変更